

今年度の除排雪

除雪は幹線道路や生活道路など

768km

歩道 169km

排雪は幹線道路やバス路線など

123km



積雪 10cm 超えで出勤し、朝 7 時までには終了

除雪作業は、国・北海道・市がそれぞれ管理している車道や歩道を除雪します。市道は、受託業者の江別環境整備事業協同組合が行います。

なお、除雪は出勤・通学を考慮して、朝 7 時までには終了するようにしていますが、朝方の降雪で出勤時間が遅くなったり、吹雪などによる視界不良のときは、事故防止のために作業を中止する場合もあります。交通障害が予想される場合は除き、日中に除雪作業は行いませんのでご了承ください。

生活道路の排雪は自治会排雪制度の利用を

自治会が中心となって行

う生活道路の排雪には、排雪用ダンプカー（運転手付き）と排雪用ロータリー車（運転手は別）を年 1 回に限り市の負担で貸し出しています。

希望日の 2 週間前までに、自治会長か区長名で、土木事務所にお申し込みください。

土・日・祝日は希望が多いため、希望日を変更していただくこともあります。

なお、ロータリー車の運転手と安全誘導員、雪を集めるショベルローダーは自治会で用意し、実施する業者と日程などを打ち合わせの上、お申し込みください。初めて利用する自治会は、事前に土木事務所または除雪センターにご相談ください。

自治会排雪の際は、個人の敷地内の雪を道路に出さないようご協力をお願いします。

雪堆積場は 3 か所 3 月 20 日（金）まで利用可能

● 利用可能な雪堆積場

① 石狩川河川敷（工業町榎本公園先）

② 大麻 13 丁目通（麻別川横）

③ 野幌 1 号線道路（杜の美江別自動車学校横）

● 利用時間帯

① 5 時～20 時、

②・③ 8 時～18 時。

※雪を捨てる際は、絶対に「ごみ」は持ち込まないようにお願いします。

雪関連情報は市 HP で公開

除排雪や降雪に関する詳細情報を、市のホームページで公開しています。

市道除雪のお問い合わせは、24 時間体制で対応する除雪センター（江別環境整備事業協同組合内） ☎ 381-6622 へ。

国道・道道の除雪に関する問い合わせ先

- 国道 12 号と 337 号
岩見沢道路事務所
☎ 0126-22-4000
- 国道 275 号（札幌市境から新石狩大橋間）
札幌道路事務所
☎ 011-811-2261
- 国道 275 号（新石狩大橋から当別町境間）
札幌道路事務所当別分庁舎
☎ 0133-23-2074
- 道道全路線
北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所（旧土現当別出張所）
☎ 0133-23-2220

ご協力をお願いします

- 間口除雪は各ご家庭で
除雪車を通った後の雪は、各ご家庭で処理をお願いします。
- ごみ出しのルールを守りましょう
ごみが雪に埋もれていると除雪の際、散乱します。
- 路上駐車は絶対にやめて
除雪ができなくなる場合があります。
- 道路へ雪を出さない
各家庭や事業所の雪は敷地内で処理するか、雪堆積場へ運んでください。
- 騒音にご理解を
除排雪作業は深夜から早朝にかけて行います。騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。
- 作業中の除雪車は危険
お子さんのいる家庭では、事故防止のため日ごろから「除雪車に近づかない」「そばで遊ばない」を徹底してください。
- 間口除雪のトラブル
自宅前の除雪を業者に依頼する方と近隣の方との雪の処理を巡るトラブルが増えていきます。契約内容の確認をし、雪は敷地内で処理するか、市の雪堆積場へ運搬してください。
- 屋根の雪下ろしは小まめに
暖気になると屋根からの落雪事故が増えます。屋根の雪下ろしは小まめに行い、作業の際は、屋根からの転落や雪の下敷きにならないよう十分注意してください。



【詳細】 土木事務所
☎ 383-5900



冬季 休業します

市内各公園

公園の水飲台やトイレは、4月下旬まで、飛鳥山公園（3番通側）と湯川公園（4番通側）のトイレを除いて、凍結防止のため、使用することができません。冬期間、遊具及び危険な箇所はテープやロープで囲い使用禁止表示を行うなど、安全対策も強化します。

冬期間も定期的な巡視を行い、事故防止処置を行います。お近くの公園で子ども達が危険な場所で遊んでいるのを見かけましたら、一声掛けていただきますようご協力をお願いします。

また、雪解け後の遊具破損状況がひどく、修理などに苦慮しているため、公園内への雪の押し入れは行わないでください。

【詳細】 都市建設課公園係 ☎ 381-1045 / 指定管理者草野作工㈱ ☎ 398-3010

旧町村農場

旧町村農場は、冬期間（平成27年4月28日まで）閉館しています。

閉館期間中は、指定管理者を通じて定期的な巡視を行うなど、安全対策を講じていますが、万一、敷地内で雪穴や雪庇（せっぴ）などの危険な状況を見かけましたら、ご連絡ください。

また、子ども達が危険な場所で遊んでいるのを見かけましたら、一声掛けていただきますようご協力をお願いします。

なお、敷地内への重機による雪の押し込みは禁止しており、家庭用除雪機での雪入れも、施設の破損や雪穴などによる事故の原因となりますので、控えてください。

【詳細・連絡先】 指定管理者江別河川防災環境事業協同組合 ☎ 391-0990 / 生涯学習課生涯学習係 ☎ 381-1062

12/15(月)～

放置自転車などを一斉撤去



JR各駅周辺の駐輪場は、11月30日（日）で閉鎖し、駐輪場に置かれた自転車などは、除雪作業の支障となることから、12月15日（月）以降、順次撤去します。

駐輪場をご利用の方は、自転車などについて持ち帰るようお願いします。

【詳細】 土木事務所道路管理課管理係 ☎ 383-5900

冬こそ節電・省エネを！



冬是一年で最も電力需要が高まります。寒い冬も厚着して室温を下げるなど、ひと工夫で節約しながら、快適に過ごしましょう（＝別表「節電・省エネメニュー」参照）。

市の節電取り組み状況

市では、116施設で、平成22年度同期間比6%以上を努力目標として今冬の節電に取り組んでいます。

模範電源脱落などによって電力供給が逼迫する可能性がないとは言えず、国や北海道電力からは、無理のない範囲でできる、数値目標のない節電が要請されました。

節電要請の期間は、12月1日から3月31日までの平日8時から21時までです（12月29日～1月2日を除く）。

節電・省エネメニュー		省エネ効果（年）	節約の目安（年）
セントラル暖房 ・暖房面積約76畳、運転時間を5時～24時 ・家全体の室温を4℃下げ、20℃にした場合	灯油	339.2 ℓ	33,920 円
	ガス	281.3 m³	22,760 円
	電気	2892.9 kWh	32,890 円
FF式ストーブ ・暖房面積約14畳、運転時間を5時～24時 ・室温を4℃下げ、20℃にした場合	灯油	58.4 ℓ	5,840 円
	ガス	48.5 m³	5,010 円

※数値は北海道経済産業局発行「実践！おうちで省エネ」から引用

日常業務や市民サービスに支障が生じない範囲での

大雪災害への備え

●雪の降り方は変化が大きい

季節風が強いときは、雪雲は筋状となります。今いる場所が晴れていても、少し離れた場所では大雪やふぶきとなっている場合があります。

また、低気圧の通過や風向の変化でも天気が急変し、猛ふぶきになる場合があります。

●気象情報を有効に利用する

大雪や猛ふぶきにより重大な

照明の間引きや、電子機器などの省電力機能の活用など、主に照明やパソコン関係の節電に引き続き取り組みます。

※夏（7月1日から9月30日まで）の電気使用量は、

平成22年度同期間比で12.4%（約76万9千kWh）減。目標の11%を上回る節電を達成しました。

【詳細】 環境課環境政策担当 ☎ 381-1395



災害が予想される市町村には、「大雪（特別警報）」や「暴風雪（特別警報）」が発表されます。雪の状況（レーダー）や気象情報は、パソコンや携帯電話からインターネットで確認しましょう。

【詳細】 札幌管区気象台 天気相談所 ☎ 611-0170

江別市職員の給与と人数

市では、限られた人的資源を最大限に活用し、行政需要の変化に柔軟な対応ができるよう、定員管理と人件費の適正化に努めています。給与・人事・研修などに関する詳細な情報は、年内に市のホームページと、市役所本庁舎1階情報公開コーナーで公開予定です。
 〔詳細〕職員課 人事厚生担当 ☎ 381・1007

職員などの給与の状況

職員の給与は、職務の内容と責任の度合いに応じて支給される給料と、扶養手当や通勤手当などの一定の条件に当てはまる場合に支給される諸手当で構成されています。その額については、国家公務員や民間企業の給与などを考慮

し、市議会の議決を経て、条例で定められています（表①～③）。また、市議会議員の報酬や市長などの特別職の給料は、市内の学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の議決を経て条例で定められています（表④）。

退職手当

江別市では、職員の退職手当を支給するために、北海道市町村職員退職手当組合に加入しています。
 退職時には、この組合から退職時の給料月額、勤続年数、退職事由に応じて計算された金額が支給されます（表⑤）。

②経験年数別・学歴別平均給与月額の状況

単位：円（平成26年4月1日現在）

職種・学歴区分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般 行政職	大学卒	276,427	340,635	378,320
	高校卒	—	295,425	325,833

③諸手当の状況

（平成25年度決算）

区分	内容	1人当たり 平均支給月額
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給	19,315 円
住居手当	借家の場合…家賃に応じて支給 持ち家の場合※…3,500 円を支給 ※平成23年度から段階的に廃止	11,750 円
通勤手当	交通機関を利用している場合… 運賃の額などに応じて支給 自動車などを使用している場合… 通勤距離に応じて支給	5,086 円
時間外勤務 手当	勤務時間を超えて勤務した職員 に支給	44,812 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月まで支給	17,957 円
期末勤勉手当	支給月	期末手当
	6 月	1.225 月分
	12 月	0.675 月分
	計	2.6 月分
	加算措置	職制上の段階、職務級などによる加算あり

④特別職の給料・月額報酬

単位：円（平成26年4月1日現在）

区分	給料・報酬	期末手当	寒冷地手当
市長	893,000	3.95 月分	一般職と同じ
副市長	722,000	3.95 月分	一般職と同じ
議長	456,000	3.95 月分	—
副議長	407,000	3.95 月分	—
議員	378,000	3.95 月分	—

⑤退職手当の支給割合

単位：月分（平成26年6月1日現在）

区分	江別市職員		国家公務員	
勤続年数	自己都合	定年	自己都合	定年
20 年	21.62	28.98	同 左	
25 年	30.82	36.57		
35 年	43.70	52.44		
最高限度額	52.44	52.44		
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例 (3～45 % の加算)		

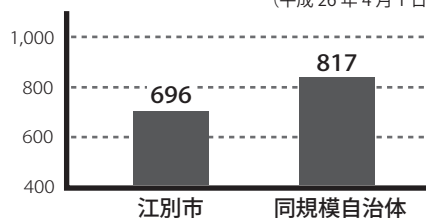
①学歴別初任給

単位：円（平成26年4月1日現在）

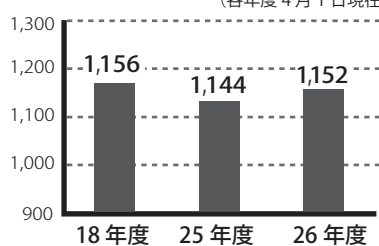
職種・学歴区分		江別市職員		国家公務員	
		初任給	2 年経過	初任給	2 年経過
				(総合職大卒)	
一般 行政職	大学卒	172,200	184,200	181,200	198,200
				(一般職大卒)	
				172,200	184,200
	高校卒	140,100	148,500	(一般職高卒)	
				140,100	148,500



⑦普通会計職員数の比較 (単位：人)
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

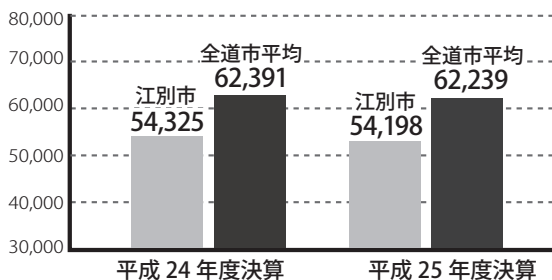


⑥職員数の推移 (単位：人)
(各年度 4 月 1 日現在)

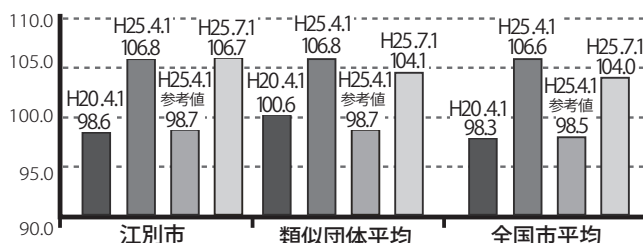


職員数の状況
平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は 1,152 人となっています(表⑥)。また、江別市と同規模の自治体職員数(普通会計部門)を比較すると江別市が 121 人下回る結果となっています(表⑦)。

⑧市民 1 人当たりの人件費の比較 (単位：円)



⑨平成 25 年度 ラスパイレス指数



人件費の状況
人件費とは、職員に支払われる給料・手当のほか、共済費(民間企業でいう社会保険料のうち事業主が負担する部分)を含む費用の合計をいいます。
江別市と道内各市平均を比較すると、市民 1 人当たりの人件費は、江別市が下回る結果となっています(表⑧)。また、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準「ラスパイレス指数※」は平成 25 年 4 月 1 日現在 106.8 でした(表⑨)。

※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。またグラフ中の「参考値」は国家公務員の時限的な(2 年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値。

▶平成 26 年 12 月まで

適用区分		自己負担限度額		食事代(一食あたり)
		3 回目まで	4 回目以降※2	
住民税課税	A. 上位所得者※1	150,000+ (総医療費-500,000 円) × 1 %	83,400 円	260 円
	B. 一般	80,100 円 + (総医療費-267,000 円) × 1 %	44,400 円	260 円
C. 住民税非課税		35,400 円	24,600 円	210 円 (91 日目を降 160 円) ※3

▶平成 27 年 1 月から

色がついている箇所が見直された区分です。

適用区分		自己負担限度額		食事代(一食あたり)
		3 回目まで	4 回目以降※2	
総所得金額等※4				
住民税課税	ア .901 万円超	252,600 円 + (総医療費-842,000 円) × 1 %	140,100 円	260 円
	イ .600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費-558,000 円) × 1 %	93,000 円	
	ウ .210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費-267,000 円) × 1 %	44,400 円	
	エ .210 万円以下	57,600 円		
オ .住民税非課税		35,400 円	24,600 円	210 円 (91 日目を降 160 円) ※3

※ 1 各加入者の総所得金額から 33 万円を控除した金額の合計が 600 万円を超える世帯。

※ 2 過去 12 ヶ月間に、1 つの世帯での高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額。

※ 3 過去 12 ヶ月間に、入院日数の合計が 90 日を超えたとき、申請により 91 日目を降の食事代が一食 160 円になります。

※ 4 各加入者の総所得金額から 33 万円を控除した金額の合計

平成 27 年 1 月から、より負担能力に応じた医療費の負担になるよう、自己負担限度額がこれまでの 3 区分から 5 区分へ見直されます。適用区分、自己負担限度額などについては、左の表よりご確認ください。

詳細 国保年金課 381・1028

70 歳未満の高額療養費限度額が見直されます